



事業所のみなさまへ

東京圏から移住し 広尾町で就職した方に

100万円

単身の場合は60万円

広尾町への UIJ ターン促進のため、東京23区から広尾町に移住し、北海道が運営する求人サイトに掲載している法人に新規就業した方に100万円(単身の場合は60万円)を支給します。移住支援金対象法人になって、求人条件をより魅力的にしませんか。

 **まずはサイトに登録！**

※登録料、北海道が運営する求人サイトへの掲載は『無料』です。

登録方法がわからない方は、役場でお手伝いします。

《詳しくは裏面をご覧ください》

登録法人の登録要件

- ①資本金10億円未満の法人であること
※資本金10億円以上の概ね50億円未満の法人の場合は、広尾町の推薦が必要になります
- ②資本金10億円未満の法人であっても、みなし大企業(親会社が資本金10億円以上の企業)は登録不可
※当該親会社と登録を希望する法人が広尾町にある場合、推薦状があれば登録可能です
- ③本店所在地が東京圏以外の地域にあること
本店の所在が東京圏でも、求人の対象が広尾町限定型社員の場合は可能です
- ④雇用保険の適用事業主であること
- ⑤暴力団等と関係を有さないこと
◆その他、登録に関する詳しい要件は、北海道のホームページをご確認ください
【URL】<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ui-turn/matching.htm>

移住支援金の支給要件（全てに該当することが必要です）

- ①住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住または通勤している
- ②住民票を移す直前に1年以上、東京23区に在住または通勤している
(①、②ともに通勤の場合には、埼玉・千葉・神奈川県 of いずれかに居住していた方)
- ③ただし、東京23区内の大学に通学し、東京23区内に通勤していた方については、通学期間も対象期間となります

移住支援金対象法人の登録申請書提出の流れ

①要件
チェック

②申請書
作成

③北海道
に申請



(登録マニュアル)



(申請書)

- ・まずは登録マニュアルで登録要件をご確認ください。
- ・登録マニュアルはコチラ(申請書の記入には10分程度かかります)
【URL】https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/5/6/2/5/6/9/8/_/houjinmanual.pdf
- ・提出はメール(様式:Excel)で受け付けています。メール提出が難しい場合はご相談ください。【提出先アドレス⇒登録マニュアル参照】

北海道移住支援金



【問合せ先】

広尾町役場企画課企画防災係

TEL 01558-2-0184

メール k-kikaku@town.hiroo.lg.jp